

第3章 整備方針

第1節 整備のポイント

海岸県有保安林の整備は、松くい虫による被害地、湿地化による被害地、東日本大震災に伴う津波による被害地を早期に復旧するとともに、健全地についても、保安林の機能が十分に発揮できるように整備する必要がある。特に津波被害を踏まえて次の観点から、従来の整備手法を再検討し、保安林の再整備を行う。

- 1 津波に対する軽減効果を考慮した**機能強化**を行う。
- 2 広域的に防災機能を発揮させるため、**海岸線に沿った連続性**を持たせる。
- 3 工法或いは他所管施設との複合組み合わせにより、**多重防御**とする。
- 4 工法や数値根拠の見直しにより、**コストを縮減**し、整備を早める。
- 5 他所管と密接に関わる箇所は、**関係機関との協働**を円滑に行う。

1 機能強化について

津波では、砂丘の背面が損傷を受け、また、砂丘が無い箇所では広く浸水被害が発生したことから、砂丘の機能強化と樹木により津波の力を弱めるために樹木の根が地中深くまで達するよう保安林の機能強化を図る。

2 海岸線に沿った連続性について

防災面、特に津波による被害防止上から砂丘が切れ目なく連続して存在することが望ましく、砂丘は海岸線に沿い連続性を保つよう整備を図る。

3 多重防御について

海岸県有保安林の周辺の海岸保全施設や九十九里有料道路などの施設に配慮した多重防御に配慮するとともに、保安林内においても、森林を構成する樹種の多様化や砂丘や水路など複数の工種を組み合わせた多重防御を図る。

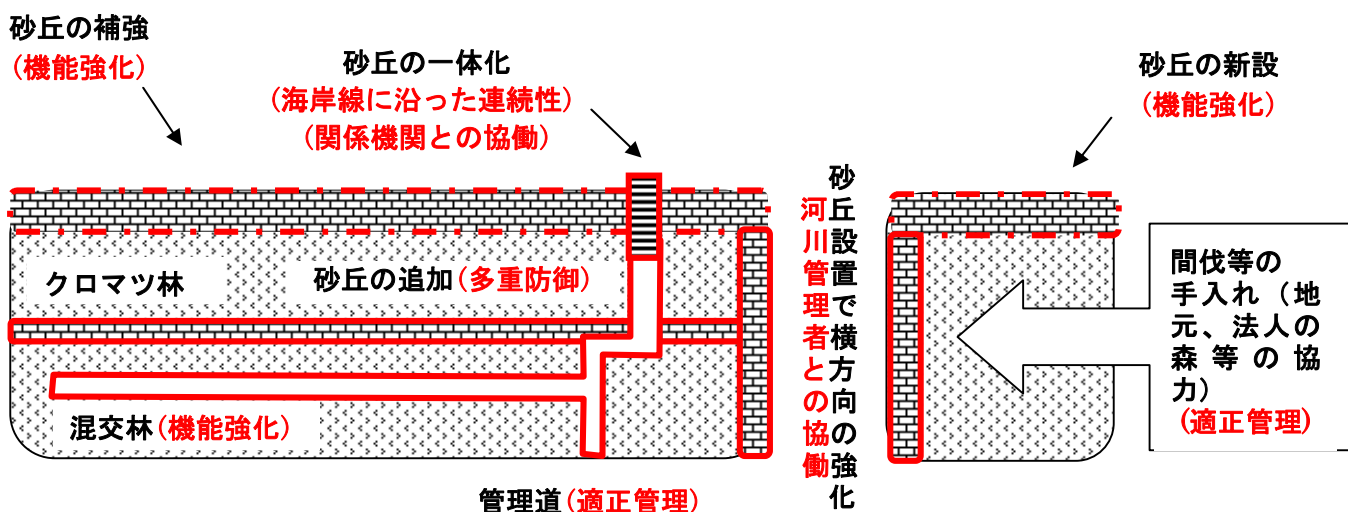
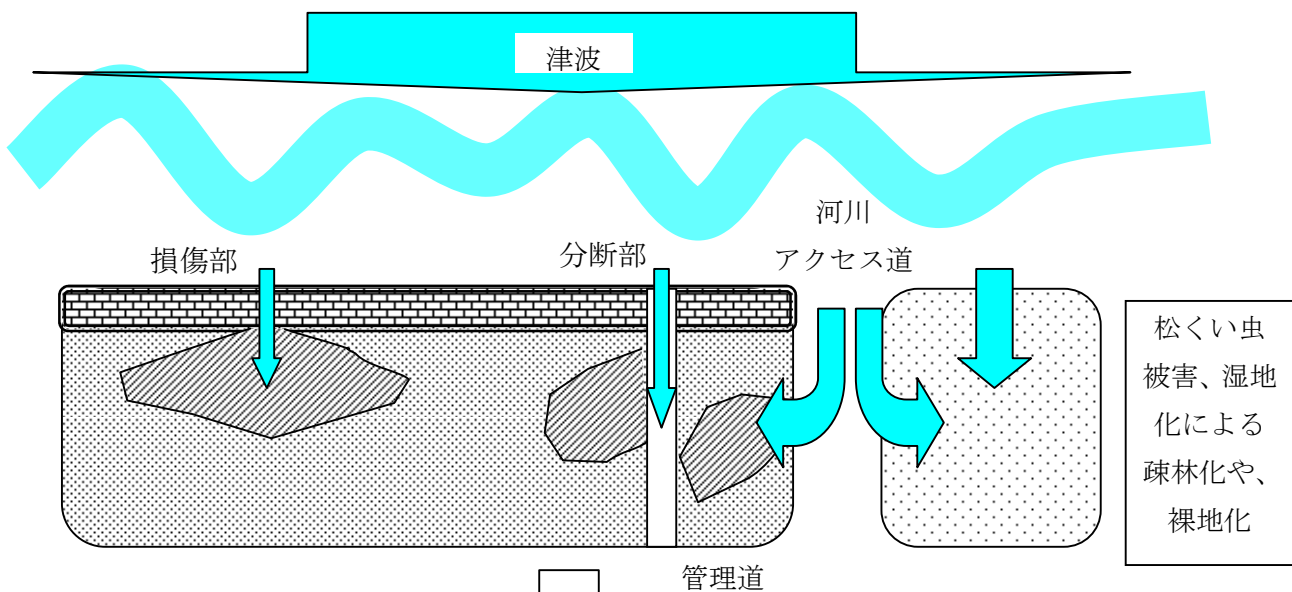
4 コストの縮減について

海岸県有保安林の要整備量が多く整備にかかる年数も相当の期間が必要となることから、整備を早めるために、従来の工種工法にとらわれずに見直し、コストの縮減を図る。

5 関係機関との協働について

海岸県有保安林は、海側に「海岸保全区域」、海へのアプローチとして保安林を分断する形で、県道や市町道・赤道、河川等が周辺に位置しているので、関係機関との協働を図る。

6 整備のイメージ図



横断面イメージ

